

# 高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ

(必ず、保護者の方に  
渡してください)

## 1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

### 【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

### 【算定式】

**(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額**

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

## 2. 受給資格の申請、収入状況の届出

### 【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続きを行ってください。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

### 【収入状況の届出（在校生の方）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。  
※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

## 3. 支給額

### (1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）  
（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

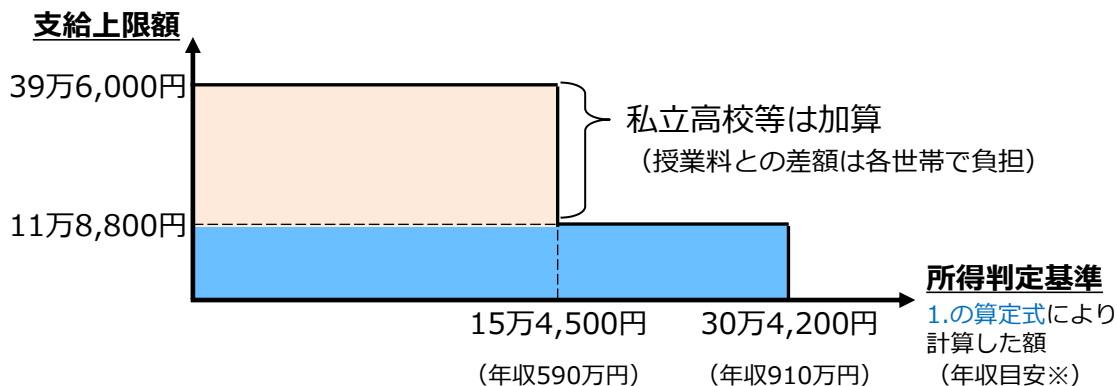
### (2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります（右図参照）。

※所得の判定基準は、**1.の算定式**により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

### 全日制高校の場合の支給額



具体的な手順などは裏面をご覧ください →

## 4. 申請（収入状況の登録）

受給者全員  
必要です！

入学時等に学校から案内があるので、申請を行ってください。  
申請は、原則として、**オンライン**（パソコンやスマートフォン）で行い、次のいずれかの方法で**保護者等の収入状況を登録**します。

### (1) マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得

### (2) マイナンバーカードを持っていない場合

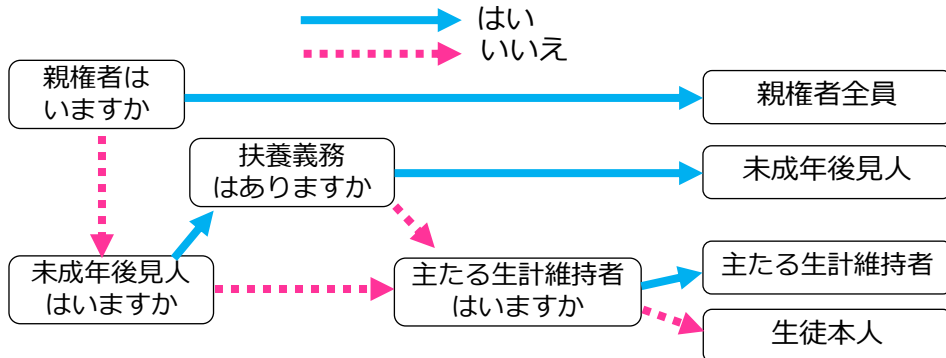
都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

※都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。

### 【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、**刑罰に処**されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、**親権者全員分**（例：親権者が両親ならば**2名分**）が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは下図のとおり）。

### 誰の収入状況の登録が必要か？



### ○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

### ○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なることがあります。まずは、学校等にご相談ください。

### 【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

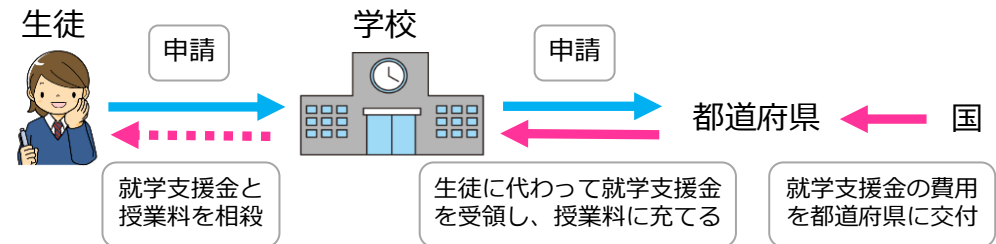
等

## 5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

※国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

※私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、ご負担いただく必要があります。詳細は学校へお問い合わせ下さい。



## 6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援があります。

※高校生等奨学給付金を受給するには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請**する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

各都道府県のお問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」をご覧ください。

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧：

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



文部科学省ホームページ：

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

高校生等への修学支援

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN